

総務教育常任委員会概要記録

記録者 主査 佐藤 将

1. 会議の日時

令和5年2月17日（金）

開会 午前 9時56分

閉会 午前10時58分

2. 会議の場所

ワン・テン庁舎交流室B

3. 審査事項

- (1) 議案第30号 気仙沼市教育サポートセンター条例の一部を改正する条例制定について
- (2) 議案第19号 気仙沼市東中才交流センターの指定管理者の指定について
- (3) 議案第20号 気仙沼市浪板一コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- (4) 議案第21号 気仙沼市田柄公会堂の指定管理者の指定について
- (5) 議案第22号 気仙沼市浅根コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- (6) 議案第25号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について
- (7) 議案第26号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- (8) 議案第27号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更に関する協議について

4. 協議事項

- (1) 閉会中の所管事務調査について
 - ①所管事務調査報告書について
 - ②所管事務・所管施設調査について

5. その他

6. 出席者

総務教育常任委員会

委員長	菅原雄治
副委員長	及川善賢
委員	今川悟
委員	白川雄二
委員	村上佳市
委員	熊谷雅裕
委員	佐藤健治
委員	千葉慶人

欠席委員 なし

当局

総務部長	池田修
同 人事課長	藤村克郎
同 人事課課長補佐兼給与厚生係長	村上学
同 財産管理課長	伊東秋広
震災復興・企画部長	鈴木哲則
同 地域づくり推進課長兼男女共同参画推進室長	千葉正幸
同 地域づくり推進課課長補佐兼地域協働係長	鈴木淳
同 地域づくり推進課主査	伊藤雅成
教育部長	三浦永司
同 学校教育課長	尾形浩明
同 学校教育課副参事	西條和也
同 学校教育課主幹兼学事係長	清原規史
同 気仙沼市教育サポートセンター主任運営員	佐々木光久

議会事務局

主 査

佐 藤 将

7. 会議の経過

午前 9時56分 開会

◎委員長（菅原雄治君） ただいまの出席委員数は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。本日の欠席届出委員及び遅参届出委員はございません。以上のとおりでありますので御報告いたします。

次に、報道機関から写真撮影等の申出があった場合は、委員長はこれを許可しますので御報告いたします。

審査事項ですが、今議会において当委員会に付託された議案は、番号のみ言います。議案第19号、20号、21号、22号、25号、26号、27号、30号の議案8か件であります。

お諮りいたします。

審査は配付の次第の順で行ってまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菅原雄治君） 御異議なしと認め、審査の順番はそうようにいたします。

審査事項

（1）議案第30号 気仙沼市教育サポートセンター条例の一部を改正する条例制定について

◎委員長（菅原雄治君） では、議案第30号 気仙沼市教育サポートセンター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。簡潔な説明をお願いします。教育部長三浦永司君。

◎教育部長（三浦永司君） それでは、議案書112ページをお開き願います。

議案第30号 気仙沼市教育サポートセンター条例の一部を改正する条例制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、不登校児童・生徒の支援の在り方が、従来の学校復帰への適応指導の範疇に収まらない多様な支援へと変わってきており、支援の在り方について現状の内容を適切に反映するため、所要の改正を行うものであります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

◎委員長（菅原雄治君） これより質疑に入ります。今川委員。

◎今川 悟委員 理由についてもう少し詳しくということと、けやき教室は名前は変わったんですか。

◎委員長（菅原雄治君） 学校教育課長尾形浩明君。（「座ったままでいいですか」の声あり）はい、座ったままで結構です。

◎学校教育課長（尾形浩明君） けやき教室の名称に関しては、今年度入居している方たちがいますので、今年度まではその名前を使って、来年度から名称を変えるというような形になるかと思えます。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。もう1つ、変えた理由。

◎学校教育課長（尾形浩明君） けやき教室の変えた理由については、けやきの名前は。（「この条例の変える理由をもう少し詳しく説明して」の声あり）

まず今般、市で特例校という学校をつくっている市が富谷市と白石市であります。そちらは学校復帰を目指さないで、子供たちの学習支援というような形で行っているものです。また、あと県でも学び支援教室というものを使って、学校復帰というよりも、とにかく学校での子供たちの学習支援をメインにするような形の教室を設置し、昨年度からそのことに取り組んでいます。

現在、市内でも2校で学び支援教室を行っておりまして、実際に教室復帰よりは子供たちの多様な学びを保障する、そして居場所をつくるという観点から、支援の在り方が変わってきたということがあり、そういった意味で適応指導というよりは、社会復帰自立支援というような形で今般改正しながらやっていく、子供たちの支援を続けていくというような形になっております。そういった意味での改正になります。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 けやき教室は、適応指導教室という名前だったんですね。それを来年度、もう1年後ですか、来年度からって来年度。（「来年度です、4月からです」の声）それは条例改正必要ないということですね、けやき教室は条例でそういうふうになっているわけではなくて、どういう手続で変更するんですか。

◎委員長（菅原雄治君） 教育部長三浦永司君。

◎教育部長（三浦永司君） 今回の条例改正に伴いまして、市のサポートセンター条例施行規則ですか、教育委員会組織規則、気仙沼市適応指導教室要綱など、5つのこの規則、要綱も併せて変更する形になりまして、けやき教室につきましては自立支援教室ということで変更いたします。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 自立支援教室という言い方で、またその名前ではないということにならないように、話合いとかちゃんとしているんでしょうか。

◎委員長（菅原雄治君） 学校教育課長尾形浩明君。

◎**学校教育課長（尾形浩明君）** 不登校に関する支援の在り方、先ほど話したように社会的自立支援にシフトしていますので、名称については子供たちに負荷がかからないような名称になっていますので、そういった改正については今後ないかと思われま

◎**委員長（菅原雄治君）** 千葉慶人委員。

◎**千葉慶人委員** すみません、関連してなんですけれども、名称変更の背景は分かったんですが、そもそも論ですけれども、適応障害とかそういう言葉が不適切だというような話が出てきておりました。それにしたがつて、例えば法律ではないですけれども国の規則とか、そういうのはこういうふうにしなさいよというような指導があつて、あつたのか。それとも今説明があつたように、富谷市とか県内のほかの自治体がそういうふうに変化しているから、では気仙沼市もそうしましょうかという、情勢を鑑みて至つたのか。そこら辺の背景をお願いします。

◎**委員長（菅原雄治君）** 学校教育課長尾形浩明君。

◎**学校教育課長（尾形浩明君）** 国からの通知で、適応教室とか適応指導についての文言についての指導は、通知はありません。ただ、社会的な情勢がそういうふうになっていますし、先ほど申したように、不登校の子供たちの支援の在り方がそういうふうになつてきたということから、今回改正に至つたものです。

◎**委員長（菅原雄治君）** 及川善賢委員。

◎**及川善賢委員** 富谷市を参考にしたかもしれませんけれども、114ページを見えています。児童及び生徒の社会的自立に向けた支援という文言は、うちの気仙沼市独自の文言ということなんですか。

◎**委員長（菅原雄治君）** 学校教育課長尾形浩明君。

◎**学校教育課長（尾形浩明君）** 社会的自立支援という文言については、うちだけではなく他市町村でも同じように使用している市町村もあります。今回、来年度から、この適応教室をやはり同じように社会的自立支援とかという言葉に改定しているところもありますし、適応指導を適応サポートとして名称を変えているような市町村もありますので、そこについてはちょっと市町村によつてばらばらというところもありますけれども、そういった同じような文言を使っているところもあるということです。

◎**委員長（菅原雄治君）** いいですか。（「なし」の声あり）

よろしいですか。私があるんですけれどもいいですか。

県の考え方と、学校に復帰を促さないという方針が大体整つてきたということについては、不登校というものの数字のカウントの問題ですね。無意味でしょうということですね。その県の考え方は今どのような方向性になっているのか。市町村に任せきりなのか。そのところを確認したい。

気仙沼市教育サポートセンター主任運営員佐々木光久君。

◎**気仙沼市教育サポートセンター主任運営員（佐々木光久君）** 直近に県の会議に出てまいりましたので、そのお話を基に補足をしたいと思います。

県で今従来の不登校支援をしていた施設を、教育支援センター化をしてくれという、これは国も県も自治体に対してそういう指示を出してきています。その柱としているのが、心のケアと学びのケアは従来からありますので分かりやすいと思うんですが、もう一つの柱ははっきりと自立支援というふうに位置づけています。社会的というのは、もともと趣旨や目的のところ社会的自立に向けたという文言を使っておりますが、実際には心のケア、心のサポート、それから学びのサポート、そして自立のサポートという三本柱をつけております。それで、その自立という言葉はほかの学びや心に比べると範囲が広いというか、分かりづらい言葉ではありますけれども、実際には県はさっきの適応指導という言葉もそうですけれども、はっきりとその挨拶に出る方々の話の内容でも、この文言はもう使わないようにしているとはっきり明言しておりますし、さっき規則とか指示はないという、それは事実なんですけれども、社会的情勢のためかどうかは分かりませんが、その文言はもう使用しないとしています。その三本柱でもって教育支援センター化をして、学校復帰を目指さないということではなくて、学校復帰も一つの選択肢の中で置いておきながら、多様なルートで子供たちの将来を支援していくという形で、それぞれそういう組織をつくってくださいという、そういう指示を出してきていますので、その流れでこの自立支援ということ、さっき文言のお話もございましたけれども、自立支援、例えば教室といった場合に、今まで聞いたことがない言葉なので耳慣れないこともありますけれども、今後はずっと県は自立支援ということで進めてくると思いますので、それを行うための組織として今回こういうふうに条例、適応指導という言葉の適切さはそうですけれども、そういう支援を行っていくということになるかと。県はそのような指示をしておりますので、よろしくお願ひします。

◎**委員長（菅原雄治君）** 尾形浩明君。

◎**学校教育課長（尾形浩明君）** 数字のカウントですけれども、今のところ従来どおりのカウントの仕方で、不登校数とか日数とかについては、いまだそのような形で調査はしているところです。ただ、不登校に関しては先ほど言ったように、けやき教室とか、それから本市においてはつなぎのほうに通っていた場合、学校長が認める上で、そういったところについては、要録等には出席扱いとしてのカウントをしているというような形になっております。

◎**委員長（菅原雄治君）** 不登校のカウントの仕方が変わると捉えていいんですか。不登校という表現を使い続けることに、市民が今までの価値観の中で固定化している。それを取り払っていかなければ

れば、いつまでたってもその人数にこだわってしまうような形を持つ市民が多いのではないかと思うんですが、そこまで踏み込んだ議論は今後県に提案していったり、そういう方向で動きそうな、そういう議論は感じますか。

◎委員長（菅原雄治君） 尾形浩明君。

◎学校教育課長（尾形浩明君） 今お話あった不登校のカウントについては、県から具体的な指示はまだありません。ただ、やはり間違ったメッセージになりかねないところがあるので、そういったところは気をつけながら、保護者のほうにもそういったことについては理解を深めていきたいとは考えております。

◎委員長（菅原雄治君） まず、県に持ち上げていただきたいという内容です。

以上です。

ほかにありますか。（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これにて討論を終結いたします。

議案第30号について採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菅原雄治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

当局職員の入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時14分 再開

◎委員長（菅原雄治君） 再開いたします。

（3）議案第19号 気仙沼市東中才交流センターの指定管理者の指定について

◎委員長（菅原雄治君） 次に、議案第19号 気仙沼市東中才交流センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。簡潔な説明をお願いします。震災復興・企画部長鈴木哲則君。

◎震災復興・企画部長（鈴木哲則君） 議案書その1の78ページになります。

議案第19号 気仙沼市東中才交流センターの指定管理者の指定についてでございます。

内容につきましては、昨日本会議で御説明したもので、それ以上で追加で御説明する事項は特にございませんので、どうぞよろしくお願いたします。

◎委員長（菅原雄治君） これより質疑に入ります。佐藤健治委員。

◎佐藤健治委員 1つ確認なんですけれども、説明資料6ページの指定管理料、ほかの議案でも聞くと思ったんですけれども、この指定管理料に、これって支出の部の浄化槽の管理費と、それから光熱水費の基本料金の合算でよろしいんですねということです。指定管理料の分、指針で見るとそうなっている。それ、よろしいかということをまず。

◎委員長（菅原雄治君） 地域づくり推進課長兼男女共同参画推進室長千葉正幸君。

◎地域づくり推進課長兼男女共同参画推進室長（千葉正幸君） 指定管理料の算定につきましては、支出の部にあるように電気、水道、ガスの公共料金と浄化槽の管理料の部分のみという形になっております。

◎委員長（菅原雄治君） 佐藤健治委員。

◎佐藤健治委員 分かりました。

そうすると、昨日のその電気料とか値上がり部分を考慮してという話が本会議場であったんですが、この9万9,500円の電気料、水道料・ガス料の基本料金というものを示してもらって、9万9,500円にどうなったのか。で、前年度と比べてどのくらい上げて今回計上したのか。もし分かれば、参考に聞きたいんですけども、お願いします。

◎委員長（菅原雄治君） 千葉課長。

◎地域づくり推進課長兼男女共同参画推進室長（千葉正幸君） 電気料金につきましては、基本料金が4月からということで、10アンペア契約だと55円程度値上がりするということで、こちらの施設については60アンペアですので、1か月当たりの値上がり料金ということになると360円程度、これを年間積み上げてということで計算しております。例えば、年度途中で値上がり等ありました。水道料金等につきましては、令和3年度中にもあったんですが、その基本料金が上がる場合は、金額が1,000円以上もし影響が出るような場合は、協定の年度協定を変更しながら対応させていただいているということです。

◎委員長（菅原雄治君） 佐藤委員。

◎佐藤健治委員 金額を教えてくださいいいですか。電気料、水道料、ガス料、基本料金が幾ら幾らで年間9万9,500円というのを確認したいだけなので。

◎委員長（菅原雄治君） 千葉課長。

◎**地域づくり推進課長兼男女共同参画推進室長（千葉正幸君）** 東中才の令和5年度の指定管理料の積算料金でいきますと、電気料は2万7,720円、水道料金が2万6,268円、ガス料金が1万9,800円、浄化槽が2万5,100円ということで、トータル9万9,588円になりますが、100円未満というところで9万9,500円となっております。

◎**委員長（菅原雄治君）** 佐藤委員。

◎**佐藤健治委員** 了解しました。年度途中で、今後料金もどうなるか。基本上がって、そのときはそのときで対応するという事だったので、よろしくお願ひします。確認だけでした。ありがとうございます。

◎**委員長（菅原雄治君）** 今川委員。

◎**今川 悟委員** 集会施設の更新時期を統一するという、本吉のほうであったと思うんですけども、市全体ではそういう考えはないんですか。指定管理時期の更新。

◎**委員長（菅原雄治君）** 地域づくり推進課長千葉正幸君。

◎**地域づくり推進課長兼男女共同参画推進室長（千葉正幸君）** 本吉と唐桑に関しては、来年の切替えということで全施設なっているわけなんですけれども、気仙沼の部分については後ろの合わせを今の段階ではしていませんので、毎年5年ずつの施設が3つから4つ、多いときで5つぐらい出てくるというような形で、まだばらばらな状態です。なので、全部一緒に合わせてというのは今の段階では難しいかと、気仙沼地域内についてはなっています。

◎**委員長（菅原雄治君）** 今川委員。

◎**今川 悟委員** 本吉と唐桑は統一して、気仙沼は統一できないという、しなくていいという理由は何なんですか。

◎**委員長（菅原雄治君）** 千葉課長。

◎**地域づくり推進課長兼男女共同参画推進室長（千葉正幸君）** 本吉に関しては、指定管理については移行時期が一緒だったということで、一緒になっています。なお、唐桑も同じように移行時期が一番最初に松園が始まりで、一番最後は宿集会所だったんですが、それも1年内に合わせる事ができたので、最短で切れるところが4年で次の契約という形で付け合わせできましたけれども、気仙沼の場合は完成時期が皆ばらばらだということと、震災復興でばらばらということもあって、その部分について合わせる時期がどうしてもずれてしまうということから、今の段階では気仙沼地域については全ての施設を同じ5年間に統一するというのは、スタート時期を合わせるというのは難しいのかと思っております。

◎**委員長（菅原雄治君）** 今川委員。

◎今川 悟委員 分かりました。

あと、この指定管理料を市の施設には出して、自治会所有施設には出さないということはずっと問題になっていましたけれども、今のところそこの話合いはどこまで進んでいるんですか。

◎委員長（菅原雄治君） 千葉課長。

◎地域づくり推進課長兼男女共同参画推進室長（千葉正幸君） 施設の指定管理の市所有の自治会と、自治会が単独で持っていらっしゃるところについては、指定管理を受けている団体よりも不公平ではないかという部分については議会でも言われておりますけれども、今の段階で全てその指定管理を維持しながら、自治会所有の集会所の管理費まで補助制度で見えていくというところについては、ちょっと不透明というよりもできかねるかと思っておりますが、逆に今度は指定管理料を下げた場合に、指定管理料を下げた団体がその集会施設の維持を担ってくれるかというところもございますので、そこについては今後も慎重に検討しなければならないところであると考えております。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 そうすると自治会所有施設に向けての補助というのは検討は打ち切って、できないという結論に至ったと捉えていいですか。

◎委員長（菅原雄治君） 千葉課長。

◎地域づくり推進課長兼男女共同参画推進室長（千葉正幸君） 今の段階では、単独で自治会所有の施設を持っていらっしゃる自治会への施設運営費補助については、打切りというよりも困難であるという考えであります。（「了解です」の声あり）

◎委員長（菅原雄治君） 及川委員。

◎及川善賢委員 この交流センター周辺の対象件数、大体何件ぐらい。そして、この過去5年ぐらいか、平成29年、ここのセンターを使っている地区住民から問題点とか、何か住民から上がってきたようなことがありますか。

◎委員長（菅原雄治君） 地域づくり推進課長千葉正幸君。

◎地域づくり推進課長兼男女共同参画推進室長（千葉正幸君） 東中才2区になりますけれども、世帯数でいうと、1月末現在になります139世帯、人口としては355人です。やはり集会所を使った上で何か市のほうにという部分については、今回指名の話をいただいたときに聴き取りもしておりますけれども、特段施設に対しての支障があるとかという話はございません。ただ、やはりコロナで使用の利用回数も減ってはいるんだという話はいただいております。（「了解です」の声あり）

◎委員長（菅原雄治君） 白川雄二委員。

◎白川雄二委員 収入の金額を超えて支出が出た場合というのは、どうなるんでしょうか。

◎委員長（菅原雄治君） 地域づくり推進課長千葉正幸君。

◎地域づくり推進課長兼男女共同参画推進室長（千葉正幸君） 利用料金については現在ゼロ円という形で計上しておりますが、ここは自治会のみで使っていらっしゃったこれまでの経過もございまして、積算の中では収入の部ではゼロと出ておりますが、貸館として収入が減ることになれば、その他収入の自治会の負担金の部分に負担額で減額というような形になってくると考えております。（「自治会の負担が増えるの」「支出が増える」の声あり）

◎委員長（菅原雄治君） 千葉課長。

◎地域づくり推進課長兼男女共同参画推進室長（千葉正幸君） 使われた分、支出が増えた場合は、その分を差額というか、貸館で増えた分については、貸館をした方々からまず収入として使用料を頂くべきだと思います。ただ、それが自治会の方が積極的な活動を行った上で増えたということであれば、自治会の従量料金が増えるということになりますので、自治会の負担額が増えるということは、全体の中でほかの会館でも言えることなのかと思っております。

◎委員長（菅原雄治君） 白川委員。

◎白川雄二委員 令和5年度どうなるか、情勢というのがまだ見通し分からないと思うんですが、例えば、使う人が多くなるにつれて利用料金の収入というものがある程度増えると思うんですが、それに伴って光熱費、それを超えるぐらい大きくなれば、またそれはもう先が読めない状況ではあるんですけども、そうなった場合、自治会費で補填していくような感じという解釈でよろしいですか。

◎委員長（菅原雄治君） 千葉課長。

◎地域づくり推進課長兼男女共同参画推進室長（千葉正幸君） 利用料金の設定につきましては、市の地域集会施設条例で定めているのは、1時間当たり1,000円の上限額を設定させていただいております。なので、電気料が値上がりすれば、おのずとその利用料金の設定も、今まで例えば500円で貸していたところを600円、700円という形で、値上げも自治会で考えなければならぬと思いますので、そこについては自治会で決められることだとは思いますが、使えば使っただけ自分たちの負担が増えるんだということも踏まえた上での利用料金設定というのが必要になってくるのではないかと考えております。

◎千葉慶人委員 委員長、ごめん。ちょっと暫時休憩してもらっていい。

◎委員長（菅原雄治君） 休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時30分 再開

◎委員長（菅原雄治君） 再開します。

千葉課長。

◎地域づくり推進課長兼男女共同参画推進室長（千葉正幸君） 使えば使った分だけは地元で増えます。市が負担すべき指定管理料は基本料金のみということになりますので、増えた分の収入に見込めるものであれば、利用料金をお考えになっていただくということで、自治会にお任せしているところでございます。

◎委員長（菅原雄治君） よろしいですか。大丈夫ですか。

そのほか。（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これにて討論を終結いたします。

議案第19号について採決いたします。本案は原案を可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菅原雄治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案可決すべきことと決しました。

（3）議案第20号 気仙沼市浪板一コミュニティセンターの指定管理者の指定について

◎委員長（菅原雄治君） 次に、議案第20号 気仙沼市浪板一コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。震災復興・企画部長鈴木哲則君。

◎震災復興・企画部長（鈴木哲則君） 議案第20号 気仙沼市浪板一コミュニティセンターの指定管理者の指定についてでございます。議案書その1の79ページになります。

本件につきましては、昨日議案審議の際、本会議で御説明してございます。それについて追加で御説明する事項は本日ございませんので、どうぞよろしく願いいたします。

◎委員長（菅原雄治君） これより質疑に入ります。及川善賢委員。

◎及川善賢委員 対象件数とその人口、そして過去の5年間の問題点、もう一回教えてください。できただけけれども、指定管理だけでも。

◎委員長（菅原雄治君） 地域づくり推進課長千葉正幸君。

◎地域づくり推進課長兼男女共同参画推進室長（千葉正幸君） お答えします。

浪板一区の人口につきましては、世帯数で175世帯、人口は391人となっております。こちらにつきましても指名のお話をさせていただいた中で聴き取りした結果、特に施設に対しての御要望、意見という部分についてはございませんでした。

◎及川善賢委員 また、5年間お願いします。

◎委員長（菅原雄治君） よろしいですか。よろしいですね。（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これにて討論を終結いたします。

議案第20号について採決いたします。本案は原案を可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菅原雄治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案を可決すべきことと決しました。

（４）議案第21号 気仙沼市田柄公会堂の指定管理者の指定について

◎委員長（菅原雄治君） 次に、議案第21号 気仙沼市田柄公会堂の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。震災復興・企画部長鈴木哲則君。

◎震災復興・企画部長（鈴木哲則君） 議案書その1の80ページを御覧いただきたいと思います。

議案第21号 気仙沼市田柄公会堂の指定管理者の指定についてでございます。

本案につきましては、昨日本会議におきまして御説明したとおりでございます。追加での説明は本日はございませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎委員長（菅原雄治君） これより質疑に入ります。及川善賢委員。

◎及川善賢委員 これは新しくできたばかりの施設で、そして指定管理をやって、過去問題点なく、また5年間お願いするという方向で考えていいんでしょうか。ちなみに、また件数と対象人口。

◎委員長（菅原雄治君） 地域づくり推進課長千葉正幸君。

◎地域づくり推進課長兼男女共同参画推進室長（千葉正幸君） こちら田柄1区になりますが、世帯数は1月末現在284世帯、人口でいいますと688人となっております。なお、こちらの施設につきましても、指名の段階で聴き取りした中では意見等はありませんでした。

◎及川善賢委員 また、5年間お願いします。

◎委員長（菅原雄治君） よろしいですか。（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これにて討論を終結いたします。

議案第21号について採決いたします。本案は原案を可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菅原雄治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案を可決すべきことと決しました。

（5）議案第22号 気仙沼市浅根コミュニティセンターの指定管理者の指定について

◎委員長（菅原雄治君） 次に、議案第22号 気仙沼市浅根コミュニティセンターの指定管理者の指定についての審議に入りますが、気仙沼市議会委員会条例第18条の規定により、白川雄二君の退席を求めます。

（白川雄二委員、退席）

◎委員長（菅原雄治君） 当局の補足説明を求めます。震災復興・企画部長鈴木哲則君。

◎震災復興・企画部長（鈴木哲則君） 議案書その1の81ページを御覧いただきたいと思います。

議案第22号 気仙沼市浅根コミュニティセンターの指定管理者の指定についてでございます。

本件につきましては、昨日本会議で御説明したとおりでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎委員長（菅原雄治君） これより質疑に入ります。村上佳市委員。

◎村上佳市委員 1点だけ。指定管理者、副会長となっているんだけど、この副会長というところで説明をお願いしたいと思います。

◎委員長（菅原雄治君） 地域づくり推進課長千葉正幸君。

◎地域づくり推進課長兼男女共同参画推進室長（千葉正幸君） 副会長としております村上英夫さんでございますが、会長代行ということでございます。なお、会長につきましては、令和4年度の総会にて不在のまま決定して、選出できずということでございます。なお、それであっても総会は成立したということで、会長不在のまま会長代行を務めるという形でございます。そして、なおかつ白川委員退席されておりますけれども、白川委員のお母様が今回顧問に就任されているということ

で、退席されているものでございます。

選出できなかった理由については、自治会の事情もあるのですが、うちから今後どのような形になっていくのかというところを心配しておりまして、次の任期から役員の当番表というものを頂きました。なので、今回やっぱり会長が選出できなかったというところを踏まえて、令和5年度からは何班から会長、副会長というような形で、輪番制を明確に出してきているということもございますが、この輪番制を決めたから次会長はこの班から絶対出てくるんだという保証はないものの、やはりその部分については自治会の中でやはり会長を出すということをしっかりと話し合うように、うちでもできる限り相談に乗っていきたいと思っております。

◎委員長（菅原雄治君） 村上委員。

◎村上佳市委員 ということは、会長の成り手がいないというのは、みんな固辞しているというところがいいんですか。

◎委員長（菅原雄治君） 聞きますか、聞けない。だって、総会参加していないものね。

◎村上佳市委員 なるほどね。総会に出ていないものね。

◎委員長（菅原雄治君） 外の人がそれ言えないような気がします。

休憩しますか。（「休憩なくていいです」の声あり）

◎委員長（菅原雄治君） いいですか。村上委員。

◎村上佳市委員 あとは、翌年度からはそういうふうな輪番制にするということで、現在いろいろ調整はしていると思うので、その辺をあまり問題にならないような形で進めていただければいいと思いますので、よろしくお願いします。私はこの辺で留めておきたいと思います。

◎委員長（菅原雄治君） 佐藤健治委員。

◎佐藤健治委員 私はまずこれに対する、もし輪番制でもいいんですけども、会長が決まりました。その会長のところが代表者の名前が変わるときに、1年ごとに契約更新になるんですか。そうすると、ここはどういうふうなシステムで変更になるんですかね。

◎委員長（菅原雄治君） 地域づくり推進課長千葉正幸君。

◎地域づくり推進課長兼男女共同参画推進室長（千葉正幸君） 指定管理の協定については2つありまして、今回5年間の基本協定と、あとは年度ごとに指定管理料を定める年度協定とありますので、年度協定については4月始まりですので、役員の変更が間に合えば新しい会長さん。新しい会長さんが入れ替わった場合、浅根だけでなく替わったということでの総会の申出と会長の変更届という形で対応させていただいています。ここは基本協定もあって含めて、基本協定だと5年ですので、2年任期だと2回から3回ぐらいの変更をする可能性もありますので、そういう対応をさせていた

だいています。（「はい、いいです」の声あり）

◎委員長（菅原雄治君） 休憩でいいですか。

午前10時41分 休憩

午前10時49分 再開

◎委員長（菅原雄治君） 再開いたします。

何となく留めて、部長あたりから言っていただけないですかね。部長鈴木哲則君。

◎震災復興・企画部長（鈴木哲則君） 副会長が今回の指定管理者の代表ということでの御指摘でございました。当該団体の会則を確認し、本市としての取扱いとして、これで正しい取扱いということを確認してございますので、お願いいたします。

◎委員長（菅原雄治君） そのほか。（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これにて討論を終結いたします。

議案第22号について採決いたします。本案は原案を可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菅原雄治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案を可決すべきことと決しました。

それでは、白川委員の入室を求めます。

（白川雄二委員、入室）

当局入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前10時51分 再開

◎委員長（菅原雄治君） 再開いたします。

（6）議案第25号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について

（7）議案第26号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更に関する協議について

（8）議案第27号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更に関する協議について

◎委員長（菅原雄治君） 次に、議案第25号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について、議案第26号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更に関する協議について、議案第27号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを一括議題といたします。

補足説明及び質疑まで一括で行い、討論、採決は議案ごとに行ってまいります。

当局の補足説明を求めます。総務部長池田 修君。

◎総務部長（池田 修君） それでは、議案第25号、議案第26号及び議案第27号についてでございますが、本会議で説明したとおりでございますので、よろしく御審議のほどお願いしたいと思います。

◎委員長（菅原雄治君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第25号について討論に入ります。（「なし」の声あり）

これにて討論を終結いたします。

議案第25号について、採決いたします。

本案は、原案を可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菅原雄治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案を可決すべきことと決しました。

次に、議案第26号について討論に入ります。（「なし」の声あり）

これにて討論を終結いたします。

議案第26号について、採決いたします。

本案は、原案を可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菅原雄治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案を可決すべきことと決しました。

次に、議案第27号について討論に入ります。（「なし」の声あり）

これにて討論を終結いたします。

議案第27号について、採決いたします。

本案は、原案を可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菅原雄治君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案を可決すべきことと決し

ました。

以上で、当委員会に付託された議案の審査が終了いたしました。

当局職員の皆さん、御苦勞さまでした。

午前10時54分 休憩

午前10時55分 再開

◎委員長（菅原雄治君） 再開いたします。

協議事項

（1）閉会中の所管事務調査について

◎委員長（菅原雄治君） それでは、協議事項に入ります。

閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

初めに、所管事務調査報告書についてですが、まず、事務局から説明願います。

◎主査（佐藤 将君） タブレット端末から。

◎委員長（菅原雄治君） タブレット端末の今青いのが出ましたね。

◎主査（佐藤 将君） 令和5年1月20日に行いました気仙沼市東日本大震災遺構・伝承館の所管事務調査の報告書を作成させていただきました。内容については、確認していただければと思います。こちらの報告につきましては、最終日に報告となりますので、それまでに修正等ございましたら、御報告いただければと思います。

以上となります。（「カラー版だ」の声あり）

最終的にはモノクロになりますが、カラーです。

◎委員長（菅原雄治君） では、これを見ていただき、御意見がありましたらよろしく願います。

委員の皆さんから何かありますか。（「なし」の声あり）

意見があったら。今川委員。

◎今川 悟委員 このとき、語り部をした団体のアンケートをしたということで、そのアンケートについて後で共有しようという話をしたと思うんですけども、それは来ていないですか。

◎主査（佐藤 将君） 来ていないですね。

◎今川 悟委員 最後に確認してもらったので。

◎主査（佐藤 将君） 語り部のアンケートですか。

◎今川 悟委員 学校とかへのアンケート、市内のどんな施設でやってきたとかというのがあって、それを後で共有しますということで。

◎主査（佐藤 将君） ちょっと管理課に確認して。

◎委員長（菅原雄治君） 千葉委員。

◎千葉慶人委員 調査結果の参考になるもので、日比谷花壇の土谷さんって役職ついていなかったっけか。

◎主査（佐藤 将君） 相手方から来たのがこれだったので。

◎千葉慶人委員 上見るといろいろついているから、役職つけていたほうがいいかと。

◎事務局（佐藤 将君） かしこまりました。確認して、つけたいと思います。

◎委員長（菅原雄治君） それでは、最終日前日まで委員長か事務局に申し出ていただき、調整は正副委員長に一任をお願いします。（「はい」の声あり）

次に、②所管事務・所管施設調査について、委員の皆さんから御意見等ございますか。いただければありがたいんですが。

それでは、最終日の本会議に閉会中の所管事務調査の申出書を提出することにいたしますが、内容等はまた調整しながらとしてよろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほかありますか。（「なし」の声あり）

なければ、以上で協議の一切が終了しましたので、これにて総務教育常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時58分 閉会

令和5年2月17日

気仙沼市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する

総務教育常任委員会 委員長 菅原雄治